

会議の公開の取扱い等について（案）

1. 会議の公開

豊島区環境審議会（以下、審議会という）については、これを公開する。

2. 傍聴

- (1) 審議会の開催日時を決定した時は、すみやかに区の広報紙及びホームページにて周知する。
- (2) 傍聴の申込みは、当日会場で受け付けるものとする。ただし、会長は会場のスペース等により会議の運営に障害を来すと判断する場合は、傍聴者の人数を制限することができる。
- (3) 事前に配付された資料は傍聴者にも配付する。

3. 会議録

- (1) 会議録の作成にあたっては、発言者の氏名を記載する。なお、会長の発言にあっては会長と記載し、区職員の発言にあっては、職名を記載する。
- (2) 会議録は委員全員の確認を経た後、すみやかに区のホームページに掲載する。